

# 目で見える消防計画

火災の発生を防ぎ、発生した場合の被害を軽減させるため、  
以下について従業員に徹底する。

- ・消防用設備等の不備について発見した場合は、随時改修します。
- ・消防計画に定めた回数の消防訓練を実施します。  
( \_\_\_\_\_ 月、 \_\_\_\_\_ 月)
- ・消防用設備等の点検を、年2回実施します。  
( \_\_\_\_\_ 月、 \_\_\_\_\_ 月)  
(年1回、 \_\_\_\_\_ 月に \_\_\_\_\_ 消防署へ報告します。)
- ・階段や通路などには、通行の支障となる物品を置きません。
- ・カーテン・じゅうたんなどは防災物品を使用します。
- ・建物の間仕切り変更、ひさしの増設など、  
建物の内容を変更する時は、消防署へ相談します。
- ・防火管理者、消防計画を変更した場合は、速やかに消防署に届け出します。  
(現在の防火管理者： \_\_\_\_\_)

令和      年      月      日

(事業所名： \_\_\_\_\_)

連絡先：      消防署   077-                      -0119

防火管理者選任義務有 特定防火対象物



# 目で見える消防計画

火災の発生を防ぎ、発生した場合の被害を軽減させるため、  
以下について従業員に徹底する。

- ・ 消防用設備等の不備について発見した場合は、随時改修します。
- ・ 消防計画に定めた回数の消防訓練を実施します。  
( \_\_\_\_\_ 月、 \_\_\_\_\_ 月)
- ・ 消防用設備等の点検を、年 2 回実施します。  
( \_\_\_\_\_ 月、 \_\_\_\_\_ 月)  
( 3 年に 1 回 \_\_\_\_\_ 月に \_\_\_\_\_ 消防署へ報告します。 )
- ・ 階段や通路などには、通行の支障となる物品を置きません。
- ・ 建物の間仕切り変更、ひさしの増設など、  
建物の内容を変更する時は、消防署へ相談します。
- ・ 防火管理者、消防計画を変更した場合は、速やかに消防署に届け出します。  
( 現在の防火管理者 : \_\_\_\_\_ )

令和      年      月      日

( 事業所名 : \_\_\_\_\_ )

連絡先 :      消防署    0 7 7 -      - 0 1 1 9



# 目で見える消防計画

火災の発生を防ぎ、発生した場合の被害を軽減させるため、  
以下について従業員に徹底する。

- ・ 消防用設備等の不備について発見した場合は、随時  
改修します。
- ・ 消防用設備等の点検を、年2回実施します。  
( \_\_\_\_\_ 月、 \_\_\_\_\_ 月 )  
( 年1回 \_\_\_\_\_ 月に \_\_\_\_\_ 消防署へ報告します。 )
- ・ 階段や通路などには、通行の支障となる物品を  
置きません。
- ・ カーテン・じゅうたんなどは防炎物品を使用します。
- ・ 建物の間仕切り変更、ひさしの増設など、  
建物の内容を変更する時は、消防署へ相談します。

令和      年      月      日

(事業所名 : \_\_\_\_\_ )

連絡先 :      消防署    0 7 7 -                      - 0 1 1 9



# 目で見える消防計画

火災の発生を防ぎ、発生した場合の被害を軽減させるため、  
以下について従業員に徹底する。

- ・ 消防用設備等の不備について発見した場合は、随時改修します。
- ・ 消防用設備等の点検を、年2回実施します。  
( \_\_\_\_\_月、 \_\_\_\_\_月)  
(3年に1回 \_\_\_\_\_月に \_\_\_\_\_消防署へ報告します。)
- ・ 階段や通路などには、通行の支障となる物品を置きません。
- ・ 建物の間仕切り変更、ひさしの増設など、  
建物の内容を変更する時は、消防署へ相談します。
- ・ 終業時は、火気設備（器具）や電気設備の異常の有無を確認します。  
火気設備（器具）：  
電気設備：

令和      年      月      日

(事業所名： \_\_\_\_\_)

連絡先：      消防署    077-      -0119

